

# 委 託 業 務 仕 様 書

## 1 業務名

「清流の国ぎふ」SDG s 推進ポータルサイト構築及び運用・保守業務委託

## 2 背景と業務概要

本県では、令和5年度から開始した「第2期SDG s 未来都市計画」に基づき、持続可能な「清流の国ぎふ」づくりを「オール岐阜」で進めていくこととしている。

こうした取組みの一環として、SDG s の達成に向けた取組みを行っている事業者を登録して「見える化」する「ぎふSDG s 推進パートナー登録制度」を令和5年7月に創設したところであり、県には登録事業者の取組みを公表・PRすることが求められている。

また、SDG s 推進ネットワーク会員の企業・団体からは、「自らの取組みを積極的に発信したい」、「異業種間で連携したい」といった声が寄せられている。

このような状況やニーズに対応するため、官民連携のプラットフォームとなる新たなポータルサイトを構築し、企業・団体、市町村、個人等、多様な主体が連携した「オール岐阜」によるSDG s を推進するため、ポータルサイトの構築及び、その運用・保守に係る業務を一括して委託するものである。

## 3 委託業務期間

契約日から令和11年3月31日まで（5か年度）

## 4 業務内容

別紙1の要件定義書に基づき以下の業務を実施すること。

(1) 「清流の国ぎふ」SDG s 推進ポータルサイトの構築

別添1「『清流の国ぎふ』SDG s 推進ポータルサイト構築に関する仕様詳細」のとおり。

(2) 「清流の国ぎふ」SDG s 推進ポータルサイトの運用・保守業務

別添2「『清流の国ぎふ』SDG s 推進ポータルサイト運用・保守業務委託仕様詳細」のとおり。

## 5 事業実施体制

(1) 本事業を実施するにあたり、県との連絡調整を行う業務担当者を1名選任することとし、業務担当者が本事業全体の進捗管理を行うこと。

(2) 業務担当者は、システム管理技術者としての実績を有し、SEO対策の知識を有する者とする。

(3) 受託者は、本事業を適確に実施するため、適宜、必要な人員配置を行うこと。また、本サイトの利用促進並びにSEO対策につなげるため、最新の情報収集に努めること。

## 6 運用開始日

令和6年10月（予定）

## 7 納品物

別添1「清流の国ぎふ」SDGs推進ポータルサイト構築に関する仕様詳細」、及び別添2「清流の国ぎふ」SDGs推進ポータルサイト運用・保守業務委託仕様詳細」にある「納品物」のとおり。

## 8 検収

別添1「清流の国ぎふ」SDGs推進ポータルサイト構築に関する仕様詳細」、及び別添2「清流の国ぎふ」SDGs推進ポータルサイト運用・保守業務委託仕様詳細」にある「検収」のとおり。

## 9 支払方法

- (1) 「清流の国ぎふ」SDGs推進ポータルサイト構築に係る費用  
別添1「清流の国ぎふ」SDGs推進ポータルサイト構築に関する仕様詳細」にある検収完了後支払うものとする。
- (2) 「清流の国ぎふ」SDGs推進ポータルサイト運用・保守に係る費用  
年度毎に支払う経費については、別添2「『清流の国ぎふ』SDGs推進ポータルサイト運用・保守業務委託仕様詳細」にある検収完了後、契約書に記載の金額の範囲内で支払うものとする。

## 10 瑕疵担保責任

本件業務において、仕様書及び発注者が承認した「納品物」との不一致が検収完了後に発見された場合は、発注者と協議の上、受託者は無償で是正処置を行うものとする。なお、契約不適合責任による是正処理の請求は、発注者がその不適合を知った時から1年以内に行うこととする。また、本契約期間においてその瑕疵が受託者の故意及び過失により生じた場合には、是正処理の請求を行うことができることとする。

## 11 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 業務の一括再委託の禁止  
受託者は、本委託業務を一括して他に委託してはならない。また、本委託業務の一部を再委託することができる。なお、再委託ができるのは、原則として再々委託までとする。この場合、相手方業務内容等について、事前に書面により発注者に届け出ること。
- (2) 情報セキュリティに関する事項  
受託者（本業務を再委託、再々委託を行った場合はそれらの委託先も含む）は、「岐阜県情報セキュリティポリシー」（岐阜県情報セキュリティ基本方針及び対策基準）及び別記1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 個人情報保護  
受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が本委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び岐阜県個人情報取扱事務基準（平成11年3月5日付総第398号）に基づく仕様書別記2「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

## 12 業務の継続が困難となった場合の措置

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

### (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、発注者は契約の取消ができる。この場合、発注者に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者がいる場合は、円滑かつ支障なくこの事業の業務が遂行できるよう、引き継がねばならない。

### (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、発注者及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消などにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとする。

## 13 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

### (1) 妨害又は不当介入に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、別記3「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づき、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。

なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

### (2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長を請求することができる。

## 14 守秘義務

受託者（本調達の一部を再委託又は再々委託により行った場合はそれらの委託先も含む）は業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本件の履行のため以外の目的に使用してはならない。このことについては、契約期間が終了した後であっても同様とする。万一、受託者の責に帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。

受託者の雇用人が、異動、退職等により業務を離れる場合についても、受託者はその者に対し取得情報を秘匿させなければならない。

## 15 著作権

本委託業務において提出される文書や、作成されたプログラムやツール等、本書に定める業務を履行するにあたり受託者が作成し、発注者に提出した電子データや資料等の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、発注者に帰属する。ただし、受託者が従前より権利を有する著作物及びノウハウを除く。また、受託者は、発注者

に著作権が帰属する資料等に関し、いかなる場合についても著作権者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を一切行使しないものとする。

その他、著作物の利用に関しては別記4「著作権等取扱特記事項」のとおり取り扱う。

## 16 その他

- (1) 本仕様書は、受託者に求める業務の最低限の基準を示したものである。したがって、本仕様書に記載されていない事項であっても、システムを構築する上で当然必要と見なされる事項については、受託者の責任において実施すること。
- (2) 契約終了時の業務引継ぎについて、受託者は、本件業務の終了日までに本件業務を発注者が継続して遂行できるような必要な措置（データの提供、アプリケーションの提供等）を講じるか、又は他者に移行する作業を支援しなければならない。
- (3) 委託業務履行場所は、発注者が指定する場所又は受託者の申請により発注者が認めた場所とする。また、上記で定める委託業務履行場所における、机、椅子、書架、電話、OA機器等の事務環境は受託者が用意すること。また電話等の通信費用についても受託者の負担とすること。
- (4) この仕様書に記載のない事項または、疑義のある事項については、発注者と受託者が協議して決めることとする。